



国地近公第220号  
平成25年10月22日

兵庫県 西宮市長 殿

国土地理院長



## 公共測量実施計画について

平成25年10月8日付け西土調発第106号-2で提出のあった公共測量実施計画については、測量法(昭和24年法律第188号)第36条の規定に基づき、下記のとおり助言する。

### 記

#### 1. 条件

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに明示すること  
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
(助言番号) 平25近公第220号」
- (2) 成果品を得たときは、速やかに測量成果の写し1部を 近畿地方測量部経由で国土地理院長に提出すること

#### 2. 実施計画に対する助言等

##### (1) 技術的助言

- ア 各工程の終了時ごとに精度管理表を点検し、成果が所要の精度を満たしているか確認されたい。
- イ 西宮市公共測量作業規程第5条第3項により製品仕様書を定め、提出されたい。なお、製品仕様書の作成においては、国土地理院IP ([http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou\\_index.html](http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_index.html)) を参考にされたい。また製品仕様書の空間参照系を「JGD2011」とされたい。
- ウ 標定点を既存図から抽出する場合は、使用するマニュアル(案)で定められた精度が確保できるかを点検されたい。
- エ 撮影された画像間の重複度については、点検の結果、空中写真の重複度で定められた最小重複度を下回った場合は再撮影等の措置を講じられたい。
- オ 調整計算の際に、カメラのセルフキャリブレーションは行わないこと。
- カ 撮影直前に、カメラキャリブレーションを行われたい。

キ 本作業は西宮市作業規程に定めのない新技術を用いて実施されるため、点検測量を作業量の10%程度行われたい。

ク 本作業は作業規程に定めのない新しい測量技術を用いて作業を行うため、精度管理上の問題が発生した場合には、精度を確保できる他の方法で作業を行われたい。

(2) その他 (付記事項)

ア この成果に基づいて後続の公共測量を実施する際には、この計画書の写しを添付して新たに計画書を提出されたい。

イ 西宮市公共測量作業規程第15条により検定機関で測量成果の検定を受けられたい。なお、測量成果提出の際に検定証明書(写)等を添付されたい。

ウ 測量成果提出時に「地理情報標準プロファイルJPGIS」の規格に適合したメタデータを提出されたい。

エ メタデータ作成時において参照系識別子を「JGD2011」と記述されたい。また、必須項目の他ファイル名及びファイル識別子として、「H25F0220」と入力されたい。

オ メタデータの内容はクリアリングハウスにおいてインターネットで公開されるので承知されたい。

カ 測量成果電子納品要領に基づき作成した測量成果等は、その写し (CD-R等のコピー) を提出されたい。

キ 公共測量成果の閲覧等の扱いについては、別紙2を参照されたい。

ク 計画の変更が生じた場合は、変更内容を速やかに文書で提出されたい。

ケ 公共測量の開始及び終了時には、その旨を遅滞なく関係都道府県知事に通知されたい。(測量法第14条・第39条)

コ 作業の実施にあたっては、住民に無人航空機の航行を書面等で通知し、予め了承を得ること。また、無人航空機の落下等不測の事態に備え、十分な安全対策を講ずること。



## 公共測量成果の写しの提出について

測量作業終了後は、測量法（昭和24年法律第188号）第40条第1項の規定に基づき、速やかに測量成果の写しを提出して下さい。

提出していただく成果・資料及び精度管理表等は下記に示す  の付いているものです。なお、 は括弧が示す条件に該当する場合に提出して下さい。

測量成果電子納品要領に基づき作成された測量成果等は、その写しとして CD-R 等電磁的記録媒体のコピーを提出して下さい。また、電子納品ではない成果等についても、作業規程第16条第4項により電磁的記録媒体で提出された測量成果等は、その写しを提出して下さい。（電磁的記録媒体で測量成果を提出された場合は、紙での提出は不要です。）

### ◎成果等

- メタデータ（xml ファイル）
- 品質評価表 総括表（様式第 2-1）
- 品質評価表 個別表（様式第 2-2）
- 製品仕様書（Word・PDF・xml ファイル）  
※ Word 又は PDF ファイル等で提出して下さい。
- 空中写真標定図（数値地形図データファイル形式、PDF ファイル）
- 数値地形図データファイル（全データ）※製品仕様書又は作業規程記述の形式
- 数値地形図データファイル説明書
- 地形図（数値地形図データの提出がある場合は3面程度、提出がない場合は全て）
- 地形図索引図
- 数値地形図インスタンスデータ（xml ファイル）  
※製品仕様書の配布情報で成果を「JPGIS Ver. ○. ○ 附属書8（参考）XML に基づく符号化規則による」と記述した場合
- XML Schema ファイル（xsd ファイル）  
※上記成果数値インスタンスデータと同扱い。
- 辞書定義ファイル（xml ファイル）  
※上記成果数値インスタンスデータと同扱い。但し XML Schema ファイルに記述した場合は不要です。

### ◎精度管理表等

- デジタル航空カメラ撮影コース別精度管理表（様式第 1-10）
- { 標定点設置測量・簡易水準測量・対空標識設置 } 精度管理表（実施した場合）
- 数値図化精度管理表（様式第 1-14）
- { 細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集・現地補測・補測編集・数値地形図データ作成 } 精度管理表（実施した場合）
- 「西宮市無人航空機を用いた公共測量作業地形図データ整備マニュアル（案）」に準拠した精度管理表及び精度検証作業報告書に記載されている精度管理表及び様式一式
- 数値地形図データファイル精度管理表（様式第 1-15）
- 検定証明書及び同記録書（第三者機関の検定を受けた場合）
- 点検測量資料（点検測量を実施した場合）

### ◇成果提出時の注意事項とお願い

1. 精度管理表がないもの及び不足しているものについては、審査の際に精度管理が行われていないと判断しますので十分注意してください。
2. 審査実施のとき、提出していただいた成果・資料及び精度管理表の他に測量記録等を借用する場合があります。ご協力をお願いします。
3. 地形図はなるべく A4 サイズに折って提出していただくようお願いします。
4. 不足成果請求及び作業内容不明時にはご連絡をさしあげることがあります。計画時と担当者が替った場合はお知らせください。

5. 審査は迅速に行うよう心がけておりますが、提出が多い時期は遅くなる場合があります。審査をお急ぎの場合には提出時に一筆いただくかご伝言下さい。

◇測量成果送付先及び問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

国土地理院 近畿地方測量部 測量課 公共測量担当

電話番号：06-6941-4930又は06-6941-4508

E-mail：kinki-kokyo@gsi.go.jp

## 公共測量成果の扱いについて（通知）

平素より、国土地理院の事業及び測量行政の遂行にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土地理院では、測量法（昭和24年法律第188号）に基づき、測量計画機関より提出された公共測量成果（写し）の閲覧、交付等を行っています。

### 1. 公共測量成果（写し）の閲覧及び謄抄本交付 【測量法第42条第1項、第2項】

測量成果を広く活用していただけるよう、閲覧及び謄抄本交付を行うとともに、ホームページによる情報提供を行っています。

#### （1）閲覧対象の測量成果

- ・永久標識設置の通知（測量法第37条第3項）がある基準点成果表、点の記、配点図・網図
- ・公共性の高い地図（都市計画図等）
- ・空中写真標定図

#### （2）閲覧の方法

- ・国土地理院ホームページでの閲覧  
基準点成果等閲覧サービス：<http://sokuseikagisl.gsi.go.jp/>  
地図・空中写真閲覧サービス：<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>
- ・国土地理院近畿地方測量部閲覧所での閲覧

#### （3）謄抄本交付対象の測量成果

- ・永久標識設置の通知（測量法第37条第3項）がある基準点成果表、点の記、配点図・網図  
（世界測地系に基づく基準点測量成果に限る）

#### （4）謄抄本交付の方法

- ・国土地理院近畿地方測量部閲覧所での交付

#### ◎問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

国土地理院 近畿地方測量部 測量課 公共測量担当

電話番号：06-6941-4930 又は 06-6941-4537

E-mail：[kinki-kokyo@gsi.go.jp](mailto:kinki-kokyo@gsi.go.jp)

※公共測量成果の閲覧・謄抄本交付について支障がある場合はご連絡下さい。

また、永久標識の移転、撤去、滅失、破棄、破損その他異状が明らかになった場合は、速やかにご連絡下さい。

2. 公共測量成果の複製・使用承認申請の受理に関する事務委託 【測量法第42条第3項】

公共測量成果の複製・使用承認申請の受理に関する事務（窓口）を国土地理院に委託することができます。

これにより、測量計画機関に対する測量成果の複製・使用承認に関する申請を国土地理院がインターネット上に設けた窓口において一括受理するとともに、その申請内容について予備的な審査等を自動的に行う（測量成果のワンストップサービス）ことができるため、利用者の利便性向上が図られます。

その際、国土地理院と審査基準が同一であれば実質的な審査が不要となるため、測量計画機関における承認等の手続きが大幅に省力化できます。

◎問い合わせ先

〒305-0811

茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 ワンストップサービス係

電話番号：029-864-1111（内線 7159）

E-mail：onestop@gsi.go.jp